

## 香美市出会い結婚支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、独身者の出会いの機会の充実や拡大を図るため、高知県が実施する出会い結婚支援事業のマッチングシステム（以下「マッチングシステム」という。）へ登録する者に対して、予算の範囲内において香美市出会い結婚支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、香美市補助金の交付に関する規則（平成18年香美市規則第48号）のほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象経費)

第2条 補助の対象となる経費は、マッチングシステムへの入会登録料とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号いずれにも該当するものとする。

- (1) マッチングシステムへ初めて登録する新規会員登録者本人
- (2) 住民基本台帳に登録されている市内に住所を有する者
- (3) 香美市税を滞納していない者

2 前項の規定にかかわらず、交付対象者が香美市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成25年香美市規則第5号。以下「暴力団排除規則」という。）第4条各号のいずれかに該当すると認められるときは、市長は補助金を交付しないものとする。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、交付対象者が支払った入会登録料と同額とする。

2 補助対象期間は、平成31年4月1日から平成32年3月31日までとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助対象者が補助金の交付を受けようとするときは、香美市出会い結婚支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) こうち出会いサポートセンター発行の「マッチング」会員登録証（申請時に有効なもの）の写し
- (2) 入会登録料の支払が確認できる書類
- (3) 市税等についての滞納のない証明書（発行日から3箇月以内のもの）
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、速やかにその内容を審査の上、補助金の交付の適否を決定し、適当と認めるときは、香美市出会い結婚支援事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により、交付申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第7条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、補助金の交付を受けようとするときは、香美市出会い結婚支援事業補助金請求書(様式第3号。以下「請求書」という。)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第8条 市長は、前条の規定による請求書を受理したときは、交付決定者に対し、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付の条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、香美市出会い結婚支援事業補助金交付決定取消通知書(様式第4号)により、交付決定者に通知する。

(補助金の返還)

第10条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合は、既に交付した補助金の全部又は一部について、期限を定めて返還を命じることができる。